

三鷹市生涯学習センター条例施行規則取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹市生涯学習センター条例施行規則（平成28年三鷹市規則第50号。以下「規則」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定める。

(団体登録の資格要件)

第2条 規則第2条第2項の団体登録の資格要件は、別表の左欄に掲げる団体区分について、それぞれ同表の右欄に掲げる団体登録の要件のいずれにも該当するものとする。

- 2 団体登録は、1団体につき1登録とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学習塾、カルチャーセンター、スポーツ教室等の事業を業として行う者（以下「学習塾等」という。）については、三鷹市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の設置目的に鑑み、他団体の使用機会を妨げるおそれがあるため、団体登録の資格はないものとする。ただし、学習塾等であっても、広く市民を対象とした生涯学習と認められるイベント、講演会等を実施する場合において、生涯学習センターの施設を使用するときは、団体登録をせずに第10条第6項の規定による使用申請ができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、三鷹市芸術文化協会及び三鷹市体育協会に所属する加盟団体については、学習塾、カルチャーセンター、スポーツ教室等の事業を業として行わない場合は、団体登録ができるものとする。

(使用団体登録カードの有効期間及び更新)

第3条 規則第2条第3項の使用団体登録カード（以下「登録カード」という。）の有効期間は、次項に規定する登録基準日から起算して3年間とする。ただし、登録基準日以降の有効期間の途中で交付された登録カードの有効期間は、交付された日から有効期間までの残りの期間とする。

- 2 登録基準日は平成29年4月1日を第1回と定め、以後3年目ごとの4月1日とする。
- 3 登録カードの交付を受けた団体が、第1項の有効期間の満了後も団体登録を希望する場合は、市長が別に定める受付期間内に規則第2条第1項の規定による申請をしなければならない。
- 4 指定管理者（三鷹市生涯学習センター条例（平成28年三鷹市条例第5号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により登録カードの更新の申請をした団体が、条例別表に規

定する生涯学習センターの施設の使用料、三鷹市総合保健センター条例（平成 9 年三鷹市条例第 7 号）別表に規定する施設の使用料又は三鷹市福祉センター条例（平成 28 年三鷹市条例第 8 号）別表第 1 に規定する施設の使用料（以下「使用料」という。）を滞納しているときは、当該団体の登録カードを更新しないものとする。

（登録カードの譲渡等の禁止）

第 4 条 団体登録をしている団体（以下「登録団体」という。）は、登録カードを他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

（団体登録の変更及び廃止）

第 5 条 登録団体は、当該登録に係る届出事項の内容に変更が生じたとき、又は当該団体登録を廃止しようとするときは、速やかに使用団体登録変更・廃止届（様式第 1 号）を条例第 4 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に届け出なければならない。

（団体登録の取消し）

第 6 条 指定管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体登録を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条の団体登録の資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、団体登録の申請又は生涯学習センターの施設の使用申込みをしたとき。
- (3) 登録団体が、条例又は規則に違反したとき。
- (4) その他指定管理者が登録について不適当と認めるとき。

（登録カードの再交付）

第 7 条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用団体登録カード再交付申請書（様式第 2 号）により、指定管理者に登録カードの再交付を申請することができる。

- (1) 登録カードを著しく毀損又は汚損したとき。
- (2) 登録カードを紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

2 指定管理者は、前項の登録カードの再交付の申請について承認したときは、登録カードを登録団体の代表者に再交付する。

（代表者等の責務）

第 8 条 別表に規定する代表者の責務は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定管理者との連絡及び調整に関すること。
- (2) 団体の構成員に対し、規則第 11 条各号に規定する使用者の義務の遵守を促すこと。
- (3) 使用開始時及び使用終了時における生涯学習センターの施設の点検に関すること。

(4) 使用後の実績報告に関すること。

- 2 生涯学習センターの施設を使用する際に代表者が不在の場合には、団体は使用責任者を別に定めるものとし、当該使用責任者は、代表者に代わり前項各号に掲げる責務を担うものとする。

(団体登録の特例)

第9条 規則第2条第4項の指定管理者が特に認める団体とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 三鷹市
- (2) 指定管理者
- (3) 国又は他の地方公共団体
- (4) 市内官公署
- (5) 市内団体が数団体合同して使用する際の合同の団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が認める団体

(使用申請の特例)

第10条 指定管理者は、次に掲げる事業については、規則第3条第1項の規定にかかわらず、優先して生涯学習センターの施設の使用の申請を受け付け及び使用を承認することができる。

- (1) 三鷹市が主催又は共催する事業で使用するとき。
 - (2) 指定管理者が主催又は共催する事業で使用するとき。
 - (3) 国又は他の地方公共団体が公用で使用するとき。
 - (4) 市内官公署が公用で使用するとき。
 - (5) 市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は講座に使用するとき。
 - (6) 市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、主催する事業に使用するとき。
 - (7) 市内団体が数団体合同して学習活動の成果発表等に使用するとき。
 - (8) 三鷹市の助成金を受けている福祉団体が行う事業又は当該事業に準じた事業で市長の認定を受けたもので、条例別表に掲げる料理実習室を使用するとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項第5号から第7号までの規定に該当する団体が生涯学習センターの施設を使用するときは、使用を希望する日の属する月の5月前の1日以後（抽選期間(使用を希望する日の属する月の3月前の1日から15日まで)を除く。)に、三鷹市生涯学習センター施設使用願（様式第3号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の三鷹市生涯学習センター施設使用願の受付は、申請の順序による。

- 4 指定管理者は、第2項の規定により使用する団体の承認をしたときは、当該団体に対し、三鷹市生涯学習センター施設使用承認書（様式第4号）を交付するものとする。
- 5 第1項第7号の規定による使用は、合同する各団体において1年度につき1回に限るものとする。
- 6 第2条第3項の規定による学習塾等が生涯学習センターの施設を使用するときは、第12条に規定する先着予約期間内に三鷹市生涯学習センター施設使用願い（学習塾等用）（様式第5号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 指定管理者は、前項の規定により使用する団体の承認をしたときは、当該学習塾等に対し、三鷹市生涯学習センター施設使用承認書（学習塾等用）（様式第6号）を交付するものとする。

（抽せんの申込み及び抽せん）

第11条 規則別表第1に規定する市内団体による抽せん予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。

- 2 前項の使用の申込みの限度は、生涯学習センターの施設、三鷹市総合保健センター条例別表に掲げる施設及び三鷹市福祉センター条例別表第1に掲げる施設の申込みを合算したものとする。
- 3 指定管理者は、複数の登録団体から第1項の使用の申込みがあったときは、申込みのあった月の3月前の11日にコンピューター抽せんを行い、同月の15日にその抽せん結果について当該申込みを行った団体に対し、三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により公開する。

（先着順による申込み）

第12条 規則別表第1に規定する市内団体による先着予約期間の使用の申込みについては、前条第3項の抽せんにより当せんした区分を含めて1団体につき1月分で20区分を限度として申し込むことができる。

- 2 規則別表第1に規定する市外団体による先着予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。
- 3 前項の規定は、第10条第6項に規定する学習塾等による使用の申請について準用する。
- 4 前3項の使用の申込みの限度は、生涯学習センターの施設、三鷹市総合保健センター条例別表に掲げる施設及び三鷹市福祉センター条例別表第1に掲げる施設の申込みを合算したものとする。

（施設予約システムによる申請期間）

第13条 施設予約システムによる使用の申請に係る受付期間の末日は、規則別表第1の規定にかかわらず、使用日の前日とする。ただし、使用日当日の使用申請については、施設予約システムによらないで申請することができる。

(使用区分の変更)

第14条 条例別表の時間区分は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合には、変更することができる。

(使用の取消し)

第15条 規則第3条第2項及び第3項の規定により使用の決定を受けた団体又は同条第4項の規定により使用の承認を受けた団体がその使用を取り消すときは、使用日の7日前までに指定管理者に申し出なければならない。

(使用申請の一時停止)

第16条 指定管理者は、登録団体が使用料を滞納したときは、施設の使用申請及び施設の使用を一時停止することができる。

(使用料の免除等)

第17条 規則第6条第1項第1号の障がい者(児)で組織する市内の団体とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日付民児精発第58号)に基づく愛の手帳の交付を受けている者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が構成員の2分の1以上である団体をいう。

2 規則第6条第1項第2号並びに第10条第1項第5号及び第6号の市内の公共的団体とは、三鷹市芸術文化協会、三鷹市体育協会、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会、住民協議会、三鷹市が出資等を行って設立した法人等をいう。

(使用料の還付)

第18条 規則第8条第1項第1号の使用者の責によらない理由とは、次の各号のいずれかに該当するときであつて、市長が認めるものをいう。

- (1) 災害等の緊急事態が発生したとき。
- (2) 三鷹市に暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報が発令されているとき。
- (3) 台風の接近等により、三鷹市に影響が及ぶと予想されるとき。
- (4) その他やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定は、使用する時間区分の2分の1以上の時間の使用ができたときには、適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この要領の規定による生涯学習センターの施設並びに設備及び器具の使用に係る手続その他の行為は この要領の施行日前においても行うことができる。

(団体登録の資格要件の経過措置)

- 3 別表の規定にかかわらず、本要領を制定した日において三鷹市社会教育会館使用団体登録要綱（平成 19 年 2 月 1 日施行）に基づき使用団体登録の承認を受けている団体は、当分の間、団体の構成員が 5 人であっても、他の団体登録の要件を満たしていれば団体登録の資格を有するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 17 日から施行する。

別表（第 2 条、第 8 条関係）

団体区分	団体登録の要件
市内団体	1 構成員が 6 人以上であること。 2 構成員の半数以上が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 代表者が 18 歳以上で、市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。
市外団体	1 構成員が 6 人以上であること。 2 代表者が 18 歳以上であること。

備考 構成員は、実際に生涯学習センターの施設を使用する者とする。

使用団体登録変更・廃止届

（あて先）指定管理者

団 体 名
登録番号
代 表 者 印
申 請 者
住 所
電 話

下記のとおり使用団体登録の（変更・廃止）を届け出ます。

変 更 内 容		☐ 団体名 ☐ 代表者の登録内容 ☐ 連絡者の登録内容 ☐ 登録者（団体登録名簿に記入されている方）	
区 分		変 更 前	変 更 後
団 体 名			
代 表 者	フリガナ 氏 名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所	〒	〒
	電 話		
	携帯電話		
	F A X		
	メ ー ル アドレス		
勤務先・ 学 校 等			
連 絡 者	フリガナ 氏 名		
	住 所	〒	〒
	電 話		
	携帯電話		
	F A X		
	メ ー ル ア ド レ ス		
	勤務先・ 学校等		

【裏面に登録者変更があります。】

	No	区分	変 更 前	変 更 後
登 録 者		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		

※登録者変更欄が足りない場合はコピーをして記入してください。

※市外在住で市内に在勤・在学の方の内容変更については、住所欄に記入してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）指定管理者

申請者	住所
	氏名 印
	電話

使用団体登録カード再交付申請書

下記の理由により、使用団体登録カードの再交付を申請します。

登録番号			
団体名			
理由	毀 損		
	汚 損		
	紛失 その他	日 時	年 月 日 時頃
		場 所	
		状 況	

※該当する理由を○で囲み、必要事項を記載してください。

様式第 3 号（第 10 条関係）

三鷹市生涯学習センター施設使用願い

（あて先）指定管理者

年 月 日

	団体名		
	代表者		印
	住 所		
	電 話		
使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
使用施設	第一希望	（ 面）	使用予定人数 人
	第二希望	（ 面）	
使用目的 及び内容			
設備及び器具			
当日会場 責任者	住所		
	氏名	電話	

- ※ 上記枠内に必要事項を記入してください。
- ※ 使用願いの提出は、使用日の 5 ヶ月前の 1 日以後です。
- ※ 行事等を開催する場合は必要に応じて事業計画書の提出をお願いする場合があります。
- ※ 申請の目的以外で使用しないでください。

決定欄	承認・不承認	連絡欄	/ 様
決定理由・内容			
使用料の減免	減額なし ・ 1 / 2 減額 ・ 全額免除		
減免理由	三鷹市生涯学習センター条例施行規則第 6 条第 1 項第 号 適用		

課長	係長	係

	月日	担当
入力	/	()
入力確認	/	
※（団体名入力）	/	
システム確認	/	
承認書出力	/	
承認書渡	/	
使用料受付	/	

三鷹市生涯学習センター施設使用承認書

団 体 名
代 表 者 様 指定管理者 印

下記のとおり、施設の使用を承認します。

使 用 日 時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
使 用 施 設	
条 件 等	[使用目的] [使用人数] 人
減 免 情 報	
使 用 料	
備 品 明 細	

様式第 5 号（第 10 条関係）

三鷹市生涯学習センター施設使用願い（学習塾等用）
（あて先） 指定管理者 年 月 日

申請者	団体名	
	代表者	印
	住 所	
	電 話	

使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
※使用願いの提出期間は、市内団体は、使用日の属する月の2月前の1日から使用日当日までとし、市外団体は使用日の属する月の1月前の1日から使用日の当日までとします。		
使用施設	第一希望 (面)	使用予定人数 人
	第二希望 (面)	
使用目的 (できるだけ詳しくお書きください。)		
設備及び器具		
当日会場 責任者	住所	
	氏名	電話

- ※ 上記枠内に必要事項を記入してください。
※ 行事又は講座を開催する場合は事業計画書を必ず添付してください。
※ 申請の目的以外で使用しないでください。

決定欄	承認・不承認	連絡欄	/ 様
決定理由・内容			

課長	係長	係

	月日	担当
入力	/	()
入力確認	/	
※（団体名入力）	/	
システム確認	/	
承認書出力	/	
承認書渡	/	
使用料受付	/	

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

三鷹市生涯学習センター施設使用承認書（学習塾等用）

団 体 名
代 表 者 様
指定管理者 

下記のとおり、施設の使用を承認します。

使 用 日 時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
使 用 施 設	
条 件 等	[使用目的] [使用人数] 人
使 用 料	
備 品 明 細	